

令和2年度答申第97号  
令和3年3月31日

諮問番号 令和2年度諮問第117号（令和3年3月17日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚

生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和2年3月16日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年7月2日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、令和2年6月9日、本件訓練の1時限目の開始時刻（午前10時10分）に10分遅刻した。なお、審査請求人からは、同日に乗車したバスが4分延着したことを証明するバス延着証明書が提出されている。（職業訓練受講給付金支給申請書（令和2年6月17日付け）、日別計画表、バス延着証明書）

- (3) 審査請求人は、令和2年6月17日、処分庁に対し、同年5月16日から同年6月15日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をしたところ、処分庁は、同月17日、「当該訓練期間において、やむを得ない理由と認められない遅刻があったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。あわせて、処分庁は、審査請求人に対し、遅刻を回避できる電車の出発時刻、到着時刻等を記載した文書を送付した。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和2年6月17日付け）、職業訓練受講

給付金不支給決定通知書、遅刻を回避できる電車の運行時間を記した文書)

(4) 審査請求人は、令和2年7月27日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年3月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、本件不支給決定の理由について、遅刻を回避できる電車があったためとしているが、そもそもの原因は、バスの延着にある。審査請求人は、本件訓練の開始日から同じ時刻に家を出て、何ら問題もなく学校に通っていたが、令和2年6月9日のバスの延着により、午前9時18分発の準急行に乗れなかった。早く行かなければと焦る審査請求人には、先に目の前に入ってきた各駅停車(午前9時25分発)を見送り、後続の区間急行(午前9時31分発)に乗るという判断はできなかった。なぜなら、審査請求人は、それまで区間急行に乗ったことがなく、区間急行の方が先着するという事実を知らなかったからである。

審査請求人は、それまで、途中下車などは一切したことがなく、いつも定められた時間・コースで、家と学校を往復するだけだった。そんな審査請求人に、処分庁は、一般論を押し付けないでほしい。たとえ審査請求人に落ち度があったとしても、経験の少なさを考慮してほしい。審査請求人は、これまで、無欠席・無遅刻で、真面目に通ってきた。それが、10分学校に着くのが遅れたことにより1か月の努力が無になるということには、到底納得がいかない。事の発端がバスの延着によるものだから、尚更である。

給付金は、今後の就職活動において必要なものである。本件不支給決定により法的権利が侵害されていることから、その取消しを求める。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達

「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。)に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「天災その他やむを得ない理由のため(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等)。」等が示されている。

- 2 審査請求人は、令和2年6月9日の本件訓練について、バスが4分延着したことにより、通常乗車していた準急行に乗り継ぐことができず、10分遅刻した旨主張するが、審査請求人が乗車した各駅停車の後発の区間急行に乗れば遅刻を回避することができたため、バスの延着を理由とした遅刻による欠席は、「やむを得ない理由」による欠席に該当しない。

また、審査請求人は、電車の乗り継ぎ等に不慣れであったため、後発の区間急行が目的駅に到着する事実を知らずに先発の各駅停車に乗車した旨主張するが、後発の区間急行が目的駅に到着することは、車両内並びに駅の構内放送及び行先案内板で周知されている公知の事実であり、通常の注意を払えば、先発の各駅停車に乗車することを回避できたため、後発の区間急行に乗らなかったことを理由とした遅刻による欠席は、「やむを得ない理由」による欠席に該当しない。

- 3 したがって、本件については、求職者支援規則11条1項5号に定める出席要件を欠くことから、本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

前記記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職

業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

審査請求人は、令和2年6月9日に実施された本件訓練について、訓練開始に遅刻しており、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

審査請求人は、令和2年6月9日の遅刻について、バスが4分延着したことにより、通常乗車していた準急行に乗り継ぐことができなかったことを理由とするが、関係資料によれば、審査請求人が乗車した各駅停車の後発の区間急行に乗れば遅刻を回避することが可能であったと認められ、「やむを得ない理由」による遅刻と認めることはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 戸 | 谷 | 博 | 子 |
| 委 | 員 | 伊 | 藤 |   | 浩 |
| 委 | 員 | 交 | 告 | 尚 | 史 |